

議案第41号

三朝町営国民宿舎プランナールみささ使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町営国民宿舎プランナールみささ使用料及び手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成10年3月10日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成10年3月20日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町営国民宿舎プランナールみささ使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町営国民宿舎プランナールみささ使用料及び手数料徴収条例（昭和38年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「500円以内」を「600円以内」に改め、同条第7号中「1,500円以内」を「2,000円以内」に改める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。